

原動機を用いる小児用の車に係る警察署長の確認について（概要）

（令和元年11月15日 鹿交企第150号）

本通達は、道路交通法施行規則の規定による原動機を用いる小児用の車に係る警察署長の確認に関する内容を定めたものである。

本通達の主な内容は、

- 確認の手続
- 確認証の携帯
- 確認証の返納

等である。